

(別紙)

「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集結果

- 意見募集期間 : 2019年10月24日(木)から同年11月22日(金)まで
- 意見提出件数 : 5件 (法人・団体 : 1件、個人 : 4件)
- 意見提出者 :

	意見提出者
1	ソフトバンク株式会社
ー	個人(4件)

「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
第10条関係		
意見1 スマートフォンに係る内訳を報告の対象とすべきではない。	考え方1	
<p>電気通信事業法改正等その時々状況に応じ報告項目の追加等の見直しが発生することは理解しますが、報告項目の増加により電気通信事業者への過度な負担とならないよう報告項目全般について精査を行い、不要となった又は必要性が低下した項目は報告対象から外す等の見直しをお願いしたいと考えます。</p> <p>様式第三十 SIMロック解除状況報告についての改正案ではスマートフォンの別掲が追記されていますが、SIMロック解除の傾向把握のための報告項目であることに鑑みると、これまでの通りSIMロック解除の全数を把握することでその傾向の分析等は可能であること、且つSIMロック解除にはスマートフォンとそれ以外の端末との間でSIMロック解除条件等の差異はないことから、スマートフォンのみ別掲で把握する必要性はないものと考えます。したがって、SIMロック解除状況報告は注釈1のスマートフォンの内訳に関する記載を削除して頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）の施行に伴い、通信回線の契約者以外の者に対しても端末を販売する形態が現れています。本改正は、SIMロックが利用者の自由なサービス選択に与える影響を鑑み、SIMロック解除の状況について把握するため、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）を改正するものです。</p> <p>○ 特にスマートフォンについては、競争環境の整備を行って行く中で、利用者の自由なサービス選択に対して与える影響が大きいと考えられることから、SIMロック解除の件数を把握することが必要と考えます。</p> <p>○ なお、今回の改正箇所以外の現在報告の対象となっている事項については、今回の改正に合わせて見直すものではありませんが、変化の激しい電気通信市場の動向等を十分注視し、電気通信事業法を適切に施行する上で必要性が低いと判断できる項目があれば、必要に応じ、所要の見直しを行ってまいります。</p>	無
その他		
意見2 賛同。	考え方2	
<p>本改正に特段反対ではない。</p> <p>事業状況把握及び市場状況調査の目的での報告内容の変更として必要性のある内容のものと思われた。</p> <p>（ただ、4Gを用いた、OSについてスマートフォンと同様のものを用いた、携帯電話（ガラホ、などと呼ばれたりもするようであるが、その様なフィーチャーフォンに類しそうな商品）についてはどう分類するのかについて、実施の際の通知等で示しておくのが適切であると思われた。（既に決まっているのかもしれないが、意見募集の際の書類からは分からなかったもので、一応述べて</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、電気通信事業報告規則第1条第2項第23号の規定に基づき、文字等を入力するための物理的なキーボードを有し、通話を可能とする機能を有する移動端末設備であれば、「フィーチャーフォン」に該当します。</p>	無

<p>おく。)) 意見は以上である。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
<p>意見3</p> <p>総務省の行政指導により、9月からauもソフトバンクも、それぞれの店舗にて中古端末のSIMロック解除に応じる義務が生じたと認識しています。</p> <p>auは、auショップでちゃんと中古端末のSIMロック解除に応じてくれますがソフトバンクは、中古端末をショップに持ち込んでSIMロック解除をお願いしてもなんだかんだと難癖をつけて誤魔化し、結局SIMロック解除を拒否されてしまう様です。</p> <p>これは明らかに、総務省の行政指導に逆らっています。</p> <p>最近、yahoo知恵袋などのQ&Aにもしばしばその話題がのぼっています。</p> <p>そこで総務省電気通信事業者様へお願いです。</p> <p>ソフトバンクに、中古端末のSIMロック解除に必ず応じる様、再度厳しい行政指導を実施して頂く様よろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 意見募集対象とは直接関係がない御意見であると思われるため、参考として承ります。</p> <p>○ なお、中古端末のSIMロック解除については、「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」において応じることが求められているところです。</p>	<p>無</p>
<p>「SIMロックの解除」を導入する事の構造では、私し個人は賛成です。例えばですが、「通話代、データ通信代、端末代」等を「区別（セパレーション）」を導入する事が望ましい構造と、私は考えます。要するに、持続的イノベーションにおける「水平統合（ホライゾンテル）」での「MNO（移動体通信事業者）」が独占している既得権益での「SIMロックを解除」を導入すれば、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」及び「MVNE（仮想移動体サービス提供者）」が参入し易く成り、破棄的イノベーションでの「垂直統合（ベイティカル）」に移れる構造と、私は思います。具体的には、携帯電話の端末の購入における「ユーザー（利用者）」の状態に応じたSIMロックの解除の事例があります。（ア）携帯電話の端末の購入における「ユーザー（利用者）」の支払い方法の応じては、「現金支払い方法（一括の支払い）、クレジットカード支払い方法（一括の支払い）」等では、SIMロックを解除が出来る構造と、私は考えます。（イ）携帯電話の端末の購入における「ユーザー（利用者）」の支払い方法に応じては、「銀行口座の引き落とし支払い方法（分割の支払い）」等の場合では、SIMロックの解除を条件を導入すれば良い構造と、私は考えます。要約すると、SIMロックの解除を行う「企業側（カンパニー側）」が、「利用者（ユーザー）」に対し、支払い方法に応じた場合では、携帯電話の端末の購入における方法では、「キャッシュ（現金の一括払い）及びクレジットカード（デビットの一括払い）」等の「信用（クレジット）」の有る「利用者（ユーザー）」に対し、「銀行口座引き落とし（ローンの分割）」等の「信用（クレジット）」の無い「利用者（ユーザー）」</p>	<p>○ 意見募集対象とは直接関係がない御意見であると思われるため、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>の場合では、支払い方法に「区別（セパレーション）」を付ければ、「運用及び管理」が出来るので、「解決（ソリューション）」する構造と、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
意見4	考え方4	
<p>○ 日本放送協会に関する意見（本案に対する意見ではないと思われるため省略します。）</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○ 本案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に情報提供いたします。</p>	無